令和５年度第１回知立市福祉体育館運営審議会　議事概要

1. 開催日時
令和５年９月２６日（火）　午後３時～午後４時３０分

2. 開催場所
スギ薬局知立福祉アリーナ　地下会議室

3. 出席委員

知立市区長会　代表	山下　勇
知立市スポーツ協会　代表	鈴木　尊夫
中小学校体育連盟 知立支所　代表	前田　健太
知立市スポーツ推進委員協議会　代表	田中　ヒロミ
知立市老人クラブ連合会　代表	堀　勝昭
知立市老人クラブ連合会　代表	三浦　康司
西地域活動サポーター　代表	大橋　八重
西地域活動サポーター　代表	下林　早織

（事務局）
教育部長、生涯学習スポーツ課長、スポーツ振興係長、スポーツ振興係員

（関係者）
福祉課長、子ども課長、長寿介護課長

4. 欠席委員
知立市身体障害者福祉協議会　代表　神谷　利男

5. 議事次第
会長、副会長の選出

報告事項
（１）身体障害者福祉センター
（２）西児童センター
（３）老人福祉センター
（４）スギ薬局知立福祉アリーナ（知立市市民体育館）

協議事項
（１）主競技場への空調設備設置にともなう設備使用料の策定について

6. 議事要旨

１　あいさつ	
事務局	・令和５年度第１回福祉体育館運営審議会を開催させていただきます。 私は本日、司会を務めさせていただきます生涯学習スポーツ課の水藤と申します。 ・本日の運営審議会は、定数の２分の１以上の委員の出席を得ていますので、規則第４条第２項の規定により、有効に成立します。 それでは会議に先立ち、教育部長の寺田よりご挨拶を申し上げます。
事務局	（開会あいさつ）
２　自己紹介	
事務局	・名簿をお手元に配布させていただいております。各委員より名簿順で自己紹介をお願いいたします。
各委員	（自己紹介）
事務局	（自己紹介）
３　会長および副会長の選任について	
事務局	・規則第３条第２項の規定により、会長は委員の互選となっています。 どなたか立候補、あるいは推薦される方はございますか。
委員	・知立市スポーツ協会代表の鈴木委員を推薦したいと思います。
各委員	（異議なし）
事務局	・それでは、鈴木委員は会長の席へ移動をお願いします。 ・続いて、規則第３条第２項の規定により、副会長は委員の中から会長が任命することとなっています。鈴木会長、いかがでしょうか。
会長	・知立市老人クラブ連合会代表の三浦委員にお願いしたいと思います。
事務局	・それでは三浦委員は副会長の席へ移動をお願いします。 ・会長・副会長より一言ずつごあいさつをお願いできますでしょうか。
会長	・皆さまよりご推挙いただき、福祉体育館運営審議会の会長を務めさせていただくこととなりました鈴木と申します。なにぶんこの審議会での会長は初めてとなります。本日につきましては、報告事項と協議事項がございますので皆さまよろしくお願いいたします。
副会長	・鈴木会長より指名いただき、副会長を務めさせていただくこととなりました三浦です。会長を補佐し、会議が円滑に進むよう努めてまいります。よろしくお願いいたします。
事務局	・規則第４条第１項の規定により、会長が議長となっていただきますので、これからの会議の取り回しは会長にお願いいたします。

４　報告事項	
会長	・それでは、【４．報告事項】に移りたいと思います。 まずは「身体障害者福祉センター」の令和４年度における実績報告を事務局よりお願いします。説明が終わりましたら、順次事務局より各施設の令和４年度の実施報告の説明をお願いいたします。
長寿介護課	・身体障害者福祉センター事業の令和４年度における実施状況について説明。
子ども課	・西児童センター事業の令和４年度における実施状況について説明
福祉課	・老人福祉センター事業の令和４年度における実施状況について説明
生涯学習スポーツ課	・スギ薬局知立福祉アリーナ（知立市市民体育館）事業の令和４年度における実施状況について説明
会長	各施設の令和４年度実績報告を終了いたします。 ・何かご質問等ございますか？
	（質疑なし）
会長	・報告事項につきましては以上といたします。
５　協議事項	
会長	・それでは【５．協議事項】に入らせていただきます。 事務局へ説明を求めます。
事務局	・協議事項の説明をさせていただく前に、知立市附属機関の設置に関する条例施行規則第２条第１項の規定より「附属機関は、条例別表に定めるその担任する事務について調停、審査、審議又は調査等を行うものとする。」と規定があり、 ・担任する事務とは、「知立市西児童センター、知立市老人福祉センター、知立市身体障害者福祉センター及び知立市市民体育館の運営に関する重要事項を調査審議すること。」となっております。 この規定に基づき「知立市市民体育館主競技場に空調設備を設置することにより使用料を徴収すること」、市民体育館の運営に関する重要事項となりますので福祉体育館運営審議会へ諮問させていただき、ご意見をいただきたいと思います。諮問書を会長へお渡しさせていただきます。
	（諮問書を会長へ渡す。）
事務局	それでは、協議事項について説明をさせていただきます。 （協議事項について説明。）
会長	・事務局よりご説明いただきました。 ご意見やご質問等があればよろしくお願いします。
委員	・資料に出ている電気代の基準設定について、ここ数年料金がだいぶ変動しているためこの設定から変更かかることもあると考えられますが？
事務局	・料金設定のためにはどこかに基準点を置く必要があり、 ２年間の平均で出させていただきました。

委員	・体育館の２階と３階４階の換気は現状どうなっていますか？ また、工事後はどのようになりますか？
事務局	・現状は、天井からと３階観覧席から給排気により換気を行っています。工事施工後は、天井からの給排気はとめます。換気機能の基準は止めても満たします。
委員	・使用する階に絞って空調利用はできないということでしょうか？
事務局	・主競技場は、２階から４階まで同じ空間となっています、各階で絞って空調利用は出来ません ・３階観覧席の上部の対流式の空調も観覧席にいくのではなく２階主競技場に流れる方式となっています。 ３階４階は下から順次冷えていくという設定となります。他の階の利用者は、主競技場の利用者が空調使用をしていることにより、恩恵を受けることもあると考えています。
委員	・主競技場を半面だけ利用する際の空調利用というのはできますか？
事務局	・柔道場や剣道場、会議室は半面での利用ができない施設ですので現在の料金体系となります。主競技場は予約上半面での利用が可能な施設ですので利用可能とします。ただし、能力が低下することを説明させていただきます。逆に、主競技場で全面利用の方が、空調は半面利用とすることはできない運用とする予定です。
委員	・利用者によっては、３階からの対流式の空調設備は使わないという申し出が出ることも予想されますが、その場合の使用料というのはどうなりますでしょうか？
事務局	・空調の能力が低下してしまうため全てを使用することを基準としています。使用料としては、基準の使用料となります。
委員	・通常の主競技場の利用料に対して空調使用の料金設定が高いように感じる利用者が多く出てしまうのではないかと想定されます。その場合、設備の償却が進まないのではないでしょうか？
事務局	・空調設備の償却については使用料の算定に含まれておらず、電気料のみとなっています。
会長	・ほかに何かございますか。
	（質疑なし）
会長	・それでは、【５．協議事項】について採決を取らせていただきます。 （決議） ・賛成多数のため可決とします。 ・なお、答申書の内容につきましては、わたくしに一任してください。
各委員	（異議なし）
６　その他	
会長	・【６．その他】に入ります。何かございますか？

各委員	（質疑なし）
会長	・何もないようですので、【６．その他】を終了いたします。 ・進行を事務局にお返しします。
事務局	・事務局より連絡をさせていただきます。 今回の審議会の議事録を送付させていただきます。と同時に 知立市ホームページにも公開します。 議事録の出欠席欄には各委員の皆様のお名前が入ることとなりますが、 それ以外の部分には名前を伏せて掲載いたします。 ・報酬については、日程等判明しましたらご連絡させていただきお支払いをさせていただきます。 ・以上をもちまして、令和５年度第１回知立市福祉体育館運営審議会を終了させていただきます。

ー以　上ー